

市民が主体のまちづくり

連載
No.1

～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月に施行されました。この条例では、「まちづくりの基本理念や原則」のほか、「市民の権利と責務」「議会、市の役割と責務」などが記されています。この基本ルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」を進めていきましょう。

自治基本条例がめざすもの

本来の地方自治の理念にかなった市民主体のまちづくりを実現することをめざします。(目的)



まちづくりを進めるうえで、最も大切にしなければならないこととして、5つの基本原則を定めています。

情報共有

お互いの情報を交換して、みんなが同じ情報を知っているようにすること。

連携・協力

みんなが同じ目的のために、協力しながらまちづくりをすすめること。

コミュニティ自治

町内会など身近なまちづくり組織を通じ地域の活動を行うこと。

市民参加

まちづくりについて意見を出すことや、まちづくりに加わること。

まちづくりの 基本原則

自主自立の 市政運営

名寄市が国などにまかせず自らまちづくりをすること。

条例内容の見直し検討
にご参加ください

名寄市自治基本条例第35条では、条例の施行から5年以内ごとに市民の意識や社会状況の変化などを考慮した検討などを行うこととされていることから、施行後10年目を迎える今年度において、次の取り組みを行います。

◆市民アンケート

無作為に抽出した1000人の市民にアンケートを郵送します。

また、各公共施設や市ホームページにもアンケートの様式を配置しますので、皆さまの意見をお寄せください。

◇実施期間

4月中旬～5月10日(金)

◆検討委員会の設置

公募や市の地域特性について識見を有する市民15人で構成する「名寄市自治基本条例検討委員会」を設置し、市民の意識や社会状況の変化などを考慮し、見直し検討を行います。